

令和 5 年度

Q&A 自治会運営手引書

新任自治会長研修資料

別紙

資料目次

- 1- こんなときはどうするの ……………P 1～ 3
- 2- 自治会の設立手順及び運営にかかわる留意点 ……P 4～ 6
- 3- 市からの補助制度等 …………… P 7～11
- 4- 市民活動災害補償保険のご案内 …………… P 11～13
- 5- 募金等を集める際の注意事項について …………… P 14～16

その他 制度等の案内

- ① 研修用DVDの貸し出しについて ……………P 17
- ② 野田市安全安心メール「まめメール」のご案内 ……P 18～20
- ③ 消費生活出前講座のご案内 ……………P 21
- ④ 会員名簿を作るときの注意事項……………P1～4

※資料1～3は、「自治会ガイドブック」から抜粋したものです

野田市自治会連合会

1. **こんなときはどうするの** (ガイドブック抜粋P65～70)

Q1 自治会の代表者、世帯数、班数、行政文書の配布先および配布数等を変更する(した)ときは

A-1 自治会の代表者、世帯数、班数、行政文書の配布先および配布数等を変更する(した)ときは、それぞれの変更届を下記まで提出してください。

世帯数、班数、配布部数の変更については、電話で受付可能です。代表者や配布先の変更については、住所に錯誤が無いよう所定様式の提出をお願いしています。※配布部数変更等は反映まで半月～1か月程度要します。

なお、代表者(会長)変更届の様式は、毎年度2月末頃に全ての自治会宛に市から送付しています。

提出先 市役所 2F 市民生活課 (Tel. 7 1 2 3 - 1 0 8 3)

Q3 自治会で使用する回覧板が欲しい

A-3 総務課にて無料で配布しておりますので下記までお問い合わせください。

問合せ 市役所 3F 総務課 (Tel. 7 1 2 3 - 1 0 7 1)

Q4 自治会内に掲示板を設置したい

A-4 市から依頼されるポスター等の掲示や自治会の行事・活動を住民へ知らせる広報活動のために市では掲示板を配布しています。

掲示板は無料で配布しますが、運搬(車両の用意)、設置、老朽化(破損)した掲示板の廃棄、日常の管理、土地所有者との交渉や占有の許可などは、各自治会にお願いしています。

問合せ 市役所 2F 市民生活課 (Tel. 7 1 2 3 - 1 0 8 3)

Q7 ごみの不法投棄を目撃したときは

A-7 ごみの不法投棄を目撃等した際は、下記まで連絡(通報)してください。

なお、車のナンバーは、重要な摘発証拠となりますので、控えておくようお願いします。

※ 不法投棄防止看板を必要とされる方は、清掃管理課・清掃計画課・

閑宿支所へ申し出てください。

連絡先 市役所 清掃管理課(清掃工場) (Tel. 7 1 3 8 - 1 0 0 1)

野田警察署 (Tel. 7 1 2 5 - 0 1 1 0)

Q8 路肩の清掃・除草、側溝の汚泥、街路樹の落ち葉、公園等の清掃を実施するときは
A-8 自治会等でこれらの清掃を実施する際は、収集用袋の配布があったり、回収方法についてそれぞれ取り決めがあったりしますので、事前に下記まで問合せの上、実施することをお勧めします。

問合せ

- ・路肩の清掃・除草 市役所 2F 道路サービス課
(Tel 7 1 2 3 - 1 1 0 4)
- ・側溝の汚泥 市役所 2F 道路サービス課
(Tel 7 1 2 3 - 1 1 0 4)
- ・街路樹の落ち葉 市役所 6F みどりと水のまちづくり課
(Tel 7 1 2 3 - 1 1 9 5)
- ・公園・緑地の清掃 市役所 6F みどりと水のまちづくり課
(Tel 7 1 2 3 - 1 1 9 5)

Q10 適正に管理されない空き家の相談は

A-10 市では、住みよい環境づくりの一環として空き家を適正に管理できるよう、条例を整備し、所有者に対して指導・勧告を行っています。

くわしくは下記まで連絡してください。

問合せ 市役所 2F 市民生活課 (Tel 7 1 9 9 - 4 9 0 8)

Q11 道路の穴や側溝が壊れているときは

A-11 道路の穴や側溝が壊れているのを見つけた際は、下記まで連絡してください。

連絡先

- 市道 市役所 2F 道路サービス課 (Tel 7 1 2 3 - 1 1 0 4)
- 県道 東葛飾土木事務所野田出張所 (Tel 7 1 2 5 - 3 3 3 3)

Q13 カーブミラーの設置や修繕は

A-13 カーブミラー設置の要望や修繕を必要とするときは、下記まで連絡してください。

連絡先

- 市道 市役所 2F 道路サービス課 (Tel 7 1 2 3 - 1 1 0 4)
- 県道 東葛飾土木事務所野田出張所 (Tel 7 1 2 5 - 3 3 3 3)

Q14 防犯灯の設置要望や修繕は

A-14 市では、ひったくりやちかん行為など、路上犯罪の対策として、市道沿いの電柱などに小型の防犯灯を設置しています。

◎設置要望について

設置を希望する電柱等の周辺居住者(農地の場合は耕作者)に防犯灯を設置することについて支障がないか確認の上、防犯灯設置願を提出します。

◎修繕について

防犯灯の球切れや故障を見つけたときは、最寄りの電気工事店に直接連絡し、修繕を依頼します。依頼する時には、電柱番号や〇〇番地の〇〇さん宅前など位置を特定できるように伝えたと確実です。

球切れなどを発見した場合の自治会内の連絡網や役割分担を明確にし、普段から適正な防犯灯の維持管理に努めましょう。

問合せ 市役所 2F 市民生活課 (☎7199-4908)

Q15 市民活動災害補償保険の手続は

A-15 自治会で市民活動災害補償保険を利用する際は、年間行事をまとめた総会資料等を行事予定表に添付し提出します。

また、事故が発生した際は、負傷された方は医師の治療を受けていただくと共に、団体の代表者は、速やかに事故報告書の提出(15日以内)をしてください。

ここ数年、高齢者の方の事故が増えております。市民活動災害補償保険では十分でない場合もありますので、各自治会でも民間のレクリエーション保険などの加入も合わせて検討しましょう。

注)実績報告書の提出は不要となりました。

※市民活動災害補償保険の詳細はP10～11に掲載しています。

問合せ 市役所 2F 市民生活課 (☎7123-1083)

Q18 プロジェクター等の機材を借りたい

A-18 野田市自治会連合会では、加盟する自治会の活動に役立てていただくために研修用としてDVD、プロジェクター、スクリーン、アンプセットを購入し、無料で貸し出しを行っていますので、研修等の際にご活用ください。

●※貸出DVD等の詳細についてはP15に掲載しています。

問合せ 野田市自治会連合会事務局(市民生活課) (☎7123-1083)

2 自治会の設立手順及び運営にかかわる留意点

(ガイドブック抜粋P29～34)

6 予算・決算の作り方や管理体制(P33)

予算や決算は会の運営や会員の意識に大きな影響を与えます。予算書や決算書は会員の納得が得られるように、正確にわかりやすく作らなければなりません。

自治会の会計は原則的には一つだけで運営するのが望ましいのですが、会館の建設等、特に多額の費用を要するものは特別会計を設けると便利です。

特別会計を設ける場合は、予算書や決算書において特別会計についても明らかにしなければなりません。

また、自治会の運営にあたり、適正な会計管理は会の根幹に関わるものであり、一度、不適正な事態が生じると、会員相互の信頼を損なうだけでなく、自治会に対する社会的な信用にも大きな影響を与えてしまうことが危惧されます。このような事態を予防するため、安全な会計管理の方法及び点検について、適正な管理運営体制を整えましょう。

(1)安全な会計管理

- ・ 会費等は、速やかに金融機関の口座に預金し、通帳に記録しましょう。
- ・ 通帳と印鑑は、別々の者が管理し、使用するときは、複数の者が関与する仕組みを作りましょう。

(2)正確な記録

- ・ 金銭の収入支出は、速やかに帳簿に記録しましょう。
- ・ 支払いのときは、必ず領収書を徴し、保管しましょう。
- ・ 帳簿は、月末等で区切り、集計しましょう。
- ・ 通帳の出入金記録と収入支出記録等と突き合わせましょう。

(3)会計監査

収入・支出が団体の目的に沿ったものであること。ルールに従った会計処理が行われていることを執行部とは別の視点から確認し、評価をする会計監査を実施しましょう。

7 自治会運営にかかわる留意点(P37)

(2) 市民活動災害補償保険

野田市では、住民が安心して自治会の各種活動、行事(運動会、各種スポーツ大会、お祭り等)に参加できるよう、それに伴う損害等が発生した場合に補償を行う、市民活動災害補償保険に加入していますので、ご利用ください。

ここ数年、高齢者の方の事故が増えております。市民活動災害補償保険では十分でない場合もありますので、各自治会でも民間のレクリエーション保険などの加入も合わせて検討しましょう。

※市民活動災害補償保険の詳細はP11～14に掲載しています。

問合せ: 市役所 2F 市民生活課 (Tel7125-1111)

(4) 自治会の中立性の確保

自治会は、地域社会の発展・向上と地域住民の親睦・融和、福祉の増進等を目的とする自主的な団体です。

同じ地域内でも、思想や宗教などいろいろな考え方や意見を持った人もいますので、常に中立性の確保に努めることが求められています。

(5) 物品販売やチラシ等の配布・回覧

自治会長宅へカタログやチラシ等の配布・回覧を依頼する事業者や団体があります。基本的には各自治会の判断で行うこととなりますが、自治会連合会としては、市から依頼のあったもの以外は協力する必要ないという方針です。

特に「物品販売にかかるものは一切回覧・斡旋しない」としています。

(6) 募金等の納入方法に関する考え方

日本赤十字社の社資募集、赤い羽根共同募金等の募金等は、それぞれの趣旨に同する人が自由に行うもので、自治会員が自由に金額を決めて募金し、自治会はそれを取りまとめるだけというものです。

募金等の取り扱いについては、問題になることも多いので、総会等でよく話し合ってください、それぞれの自治会の方針を決め、会員に周知し同意を得るなど十分な配慮が必要です。

(注) 自治会費と募金等は分けて集金してください。

※募金等を集める際の注意事項についてはP17～19に掲載しています。

(7) 個人情報の保護

① 個人情報とは

個人に関する情報で、氏名、住所、生年月日、職業等により、情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができるものをいいます。

※個人情報保護法とは

個人情報保護法は、個人情報の保護に関する基本的な事項と、個人情報を取扱う業者の義務などを定めています。(平成17年4月1日施行)

なお、この法律では、5千人を超える個人情報を業務に利用している者を「個人情報事業者」と位置づけております。

② 自治会との関係

自治会等では、5千人を超える個人情報を保有しているところはないと思われまので、個人情報保護法の定める個人情報取扱事業者にはなりません。法の基本理念に従い、会員の個人情報を適正に取扱う必要があります。

③ 取扱いの留意点

- ・自治会活動上必要であると思われる個人情報(住所・氏名・性別・年齢電話番号等)は、本人の同意を得て取得しましょう。
- ・「会員名簿作成のため」等、取得した個人情報をどのように利用するのか、内容・目的・提供先などを、あらかじめ自治会で定め、本人に知らせておく必要があります。
- ・本人にとっても、自治会にとっても、個人情報は大変重要なものです。誰がどのように管理しているのか、明確に定めておきましょう。

※個人情報保護法については、平成27年9月に改正法が成立し、今まで対象外とされた5千人未満の団体(自治会含む)も対象となりました。

詳細については、P14～16の資料をご確認ください。

3 市からの補助制度等 (ガイドブック抜粋 P23～26)

市や社会福祉協議会等から、自治会長あるいは自治会、さらには自治会連合会等に交付されている補助金等には次のようなものがあります。

1. 自治会長等報償金(来年度以降見直し予定)

行政情報の連絡や行政協力を円滑に進めるために、自治会長等が行う市報や行政資料の配布協力や市との連絡調整事務に対し交付されます。

自治会長等報償金算定式
自治会長等報償金額 = 6月1日現在の自治会世帯数 × 600円

※申請は10月、交付は3月末で、基本的に自治会長の個人口座への入金となります。
※報償金は個人所得となり、確定申告の対象となります。また、申請時に個人番号(マイナンバー)の報告をしていただきます。
(今年度分は令和5年の所得となり、令和6年1月頃に源泉徴収票を送付します)

2. 自治会等交付金(来年度以降見直し予定)

自治会等を支援しコミュニティ活動の推進を図るため、自治会に対し交付されます。

自治会等交付金算定式
自治会等交付金額 = 6月1日現在の自治会世帯数 × 400円

※申請は10月、交付は11月末で、自治会名義の口座への入金となります。
※平成30年度から前年度の収支報告書の添付が必要となっています。
※交付金の交付に合わせて、連合会会費(20円×世帯数)の納入を受けています。
(交付金申請書と併せて、「野田市自治会等交付金受領委任状」を提出いただきます)

3. 自治会集会施設整備事業補助金

地域住民のふれあいと世代間の交流、災害時の拠点施設整備、住民自治の増進を図ることを目的に、自治会等が自治会集会施設の新築もしくは増改築等または購入を行う場合に、補助金の交付を行っています。(令和5年度の新規受付は行っていません)

※現在、自治会集会施設整備事業補助制度は、市の公共施設と同様にファシリティマネジメントの基本方針に基づき、修繕などを計画的に行いながら、施設の長寿命化を図るため、見直しを行っています。

※見直し内容は、下記の3点です。(次頁参照)

- ①既存の補助金総額は変えずに、新築の場合の補助率は50/100、補助金限度額を800万円とする。
- ②新たに修繕枠を設け、補助率60/100、補助金限度額200万円を2団体(合計400万円)を設置する。
- ③対象工事費は、100万円以上から20万円以上とし、少額の修繕工事でも補助の対象とする。

(なお、現行制度で既にこの補助金の要望書を提出済の自治会については、令和5年度中に準備状況を聞き取りした上で、個別に対応をさせていただく予定です。)

○現行(工事費100万円以上が対象)

補助対象要件	補助率	補助金限度額
集会施設の新築、増築、改築、修繕又は購入を行う場合	60/100	1,200万円

※次回申請は、事業完了後10年経過後



○見直し後(案)(工事費20万円以上が対象)

補助対象要件	補助率	補助金限度額
集会施設の新築等補助	50/100	800万円
集会施設の修繕費補助	60/100	200万円×2団体

※次回申請は、新築等補助の場合、事業完了後30年経過後、修繕費補助の場合、事業完了後10年経過(補助額100万円未満は5年経過)

1~3の問合せ:市役所 2F 市民生活課 (TEL7123-1083)

4. 自主防災組織資機材等補助金

自主防災組織を設立しますと、自主防災活動に必要な資機材等の購入に要する経費に充てるための補助金が組織世帯数に応じて交付されます。また、設立後5年を経過(資機材購入の補助金交付決定後)した自主防災組織が資機材の買い換えを行う場合等にも補助金を交付しています。

自主防災組織資機材等補助金		
(1)	設立後購入する場合	200,000円+(6月1日現在の世帯数×1,800円)
(2)	設立後5年を経過した場合	※100,000円+(6月1日現在の世帯数×900円) ※費用の1/2が補助対象

なお、交付は(1)、(2)ともに1自主防災組織につき1回限りの補助金の交付となります。また、未設立の自治会において設立を検討する場合には、別途「自主防災組織設立の手引き」がありますので防災安全課までお問い合わせください。

5. 自主防災組織等活動補助金

防災意識を向上させるため、訓練等を実施した自主防災組織及び準自主防災組織に対し補助金が交付されます。

実施される自主防災組織等は、事前に防災訓練を計画し、防災安全課まで「自主防災組織等活動補助金交付申請書」をご提出ください。

☆運営に係る補助

概要	算定方法
自主防災組織等が防災活動として組織を運営していく場合	5,000円～50,000円 ※構成世帯数に応じて補助金を年1回交付

☆活動に係る補助

NO	概要	算定方法	備考
1	【防災訓練(2つ以下を実施した場合)】 対象訓練 (初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、避難者支援)	200円×訓練参加人数	年度内1回分の活動のみ
2	【防災訓練(3つ以上を実施した場合)】 対象訓練 (初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、避難者支援)	250円×訓練参加人数	
3	【ながら防災訓練】 自主防災組織等が防災訓練とは別に、自治会行事(総会、環境美化、運動会等)に併せて、安否確認訓練や避難誘導訓練等を実施した場合	100円×訓練参加人数	
4	【防災・減災に係る図上訓練】 自主防災組織等が防災・減災に係る図上訓練を行う場合	300円×訓練参加人数	年度内に複数回の活動を合算可能
5	【避難所運営委員会活動】 自主防災組織等が防災活動として避難所運営委員会活動を実施した場合	250円×活動参加人数	年度内に複数回の活動を合算可能
6	【自主防災組織による資機材等の点検】 自主防災組織が、組織で管理する資機材等の点検を行う場合	1回 5,000円 ※自主防災組織のみ対象	年2回まで

※ NO1及び NO2については、どちらかの1つを訓練として実施した場合のみ補助対象となります。

※ NO3と NO1、NO2を重複して申請はできません。

※ 訓練参加者名簿や資機材点検表を実績報告時に提出していただきます。

※ 補助金申請時に1年間の訓練計画がわかる資料をお持ちください。
(例 自治会の総会資料、自主防災組織の活動計画書等)

問合せ: 市役所 2F 防災安全課 (TEL7136-1779)

6. 環境美化報償金(令和4年4月1日改正)

街の環境浄化を図るため、不法投棄物の清掃、側溝清掃及び市道等の雑草除去を行った自治会等に対し交付されます。

実施される自治会等は、環境美化活動を実施する1週間前までに、環境保全課に次の8項目について電話等で連絡してください。

※連絡項目 自治会等の名称、担当者名、連絡先、実施予定日(予備日を含む)、参加予定人数(小学生以上)、実施内容(汚泥の有無等)、集積場所、その他(使用車両の有無等)

環境美化報償金交付基準額算定式
環境美化報償金交付基準額＝作業者人数×250円＋作業車台数×500円 ※交付は年2回まで

注)連絡をせずに実施した場合、「ごみの回収」ができなくなります。

また、実施後、必要書類の提出があります。

問合せ：市役所 5F 環境保全課 (TEL7199-7489)

7. 資源回収報償金(令和5年4月1日改正)

市民のごみ処理に対する認識を高め、ごみの減量を促進するため、資源物の回収量に応じて、市が報償金を交付しています。以前の資源再生利用促進助成金の際は資源物の種類ごとに異なる単価でしたが、新制度では資源回収量に応じて一律単価(8円/kg)となります。

資源回収報償金の算定式
資源回収報償金＝資源回収量×8円/kg

※令和5年4月から「資源再生利用促進助成金」と「地区資源回収委託料」、「生きびん代の現金支給」が統合され「資源回収報償金」となりました。

※以前は、毎月、再資源化事業協同組合から実施団体に届く仕切り伝票を添えて申請が必要でしたが、制度変更後は、負担軽減の考えから3か月に1度の申請になりました。

問合せ：市役所 5F 清掃計画課 (TEL7123-1752)

8. コミュニティ助成事業助成金

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れている受託事業収入を財源に実施している事業で、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

(1) 一般コミュニティ助成事業助成金

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に関する事業が対象です。

補助対象事業	補助率(補助金額)	備考
自治会活動に直接必要な備品等の整備に関する費用	補助対象経費の10/10 (100万円~250万円)	受付先着順に順次申請

※年度毎に1件ずつ自治総合センターに申請し、採用の合否があることから、申請年度が繰り下がる可能性があります。

(2) 自主防災組織育成助成事業助成金

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織(自主防災組織)又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(構築物、消耗品は除く)の整備に関する事業が対象です。

具体的なものとしては、救出救護用のテント及びチェーンソー、ジャッキ、避難の際に利用するリヤカー、発電機、投光器、炊飯装置など様々な防災用資機材等があります。助成金は10万円単位(10万円未満を切捨て)での助成となり、その範囲は30万円以上200万円以内です。

(3) 青少年健全育成助成事業助成金

青少年健全育成を目的としたスポーツ・レクリエーション活動や文化活動のイベントが対象(親子参加のスポーツ教室や農業体験、学習会等のイベント等)

補助対象要件	補助率(補助金額)	備考
主に親子で参加するソフト事業	補助対象経費の10/10 (30万円~100万円)	受付先着順に順次申請

※年度毎に1件ずつ自治総合センターに申請し、採用の合否があることから、申請年度が繰り下がる可能性があります。

(1)(3)の問合せ: 市役所 2F 市民生活課 (Tel.7123-1083)

(2)の問合せ: 市役所 2F 防災安全課 (Tel.7136-1779)

4 市民活動災害補償保険のご案内(自治会向け資料)

①概要

自治会等の市民団体が、構成員(会員)を対象として毎年計画的に実施している行事について、市が保険料を負担し、行事の実施時に行事の主催者や会員が負傷を負った場合に補償を受けることができる制度です。

②保険の種類

・賠償保険…行事主催者等に賠償責任が問われた場合の補償

身体賠償	限度額 1名 6,000万円、1事故 2億円
財物賠償	限度額 1事故 1,000万円
保管物賠償	限度額 1事故 100万円

※免責額 身体賠償・財物賠償 1万円、保管物賠償 5千円

・傷害保険…行事主催者(会員を含む)の傷害に対する補償

死亡	500万円
後遺障害	500万円～15万円
入院	1日 3,000円(事故の日から180日が限度)
通院	1日 2,000円(事故の日から180日以内の通院日数に対し90日が限度)

③対象者

行事主催団体の構成員(自治会加入世帯)

※無報酬で実施していることが条件

④対象となる活動

無報酬で社会の福祉向上のために行う事業や活動が対象となります。

※自治会活動の多くが対象となりますが、懇親会や忘年会等は対象外となります。

～こんな活動や傷害は対象とならないのでご注意ください～

- ・全治7日未満の傷害
- ・車両の運転による事故や傷害
- ・地震等の災害による傷害
- ・飲酒をした方の傷害
- ・当日に飛び入り参加した方や観覧者の傷害
- ・疾病(熱中症や食中毒含む)が原因となった傷害
- ・危険性の高いスポーツ活動(サッカー、スキー、柔道、レスリング等)

※上記は一例であり、この他にも対象外となる場合があります

⑤手続き方法

所定の「行事予定表」に、保険の対象としたい行事や活動の内容を記載し、市民生活課へ提出してください。

※行事予定表は開催日より前に提出する必要があります

※行事実績報告書は、提出する必要はありません。

⑥事故や傷害があった場合の手続き

万一、事故が発生した際は できる限り早く市民生活課にご連絡ください。保険の対象となる場合には、事故後 15 日以内に下記の書類を市民生活課に提出していただきます。

(必要書類)

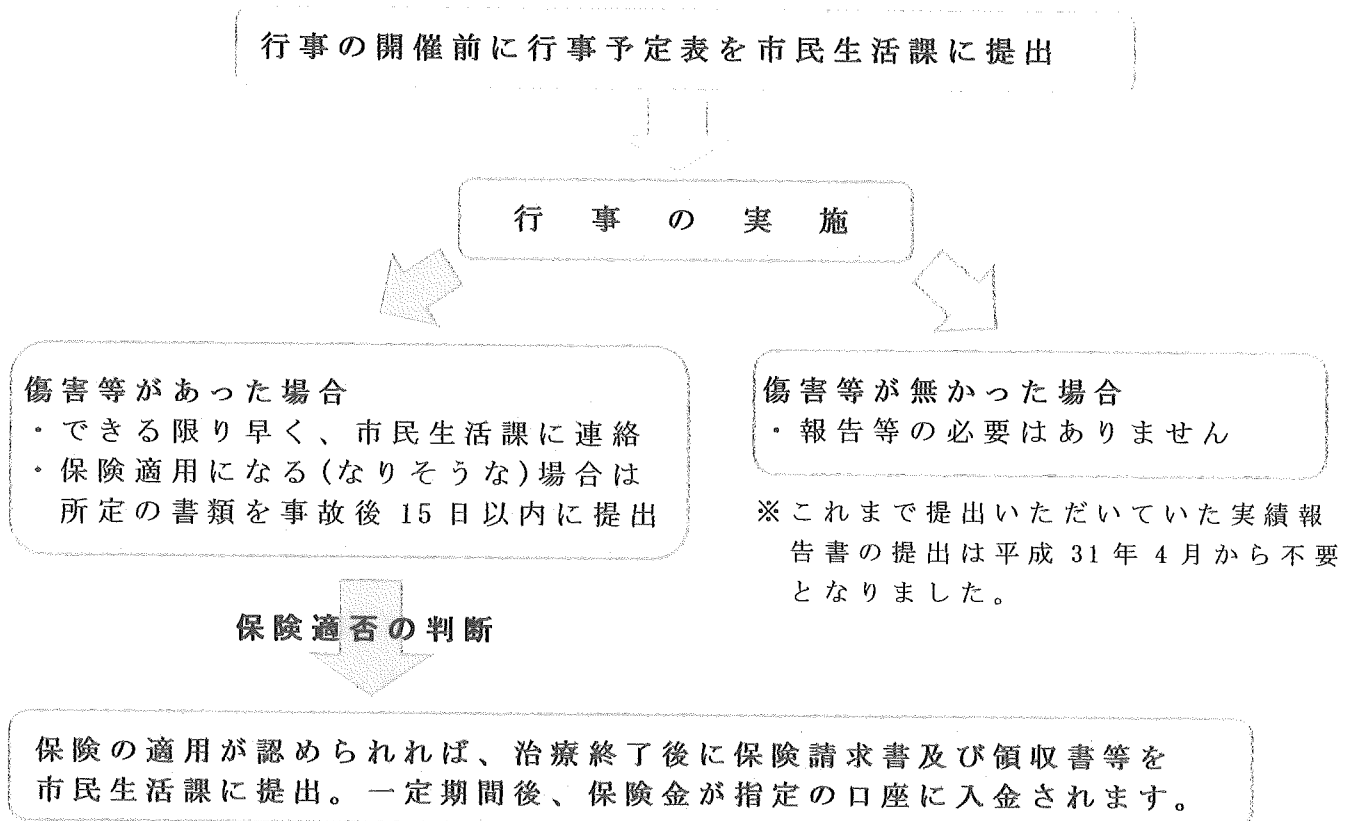
団体の概要が把握できる資料(総会資料など)

事故発生現場の見取図

事故発生状況が説明できる資料(当日の案内文や配布資料など)

当日の参加者名簿

⑦手続きの流れ



※詳細については、パンフレットや市のホームページをご覧ください

問合せ先
野田市市民生活課コミュニティ係
TEL04-7125-1111(内線 3125)

5 募金等を集める際の注意事項について

自治会におかれましては、毎年特段の御配慮をいただき、皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも募金活動に御理解、御協力をお願い申し上げます。

各種募金等については、毎年自治会を通して市民の皆様に募金等の御協力をお願いしており、募金額の多くは自治会を通じた寄附となっております。

各種募金等につきましては、あくまで個人の意思による任意の寄附であり、募金等をされる方の善意、集金をされる方のご協力のもとに成り立っていることから、募金等を集める際の注意事項についてご説明いたします。

募金等は、あくまでも任意のものであって、強制できるものではありません。

募金などへの寄附行為は、個人の自由意思で行うものです。募金等の趣旨に賛同しない方は募金等を断ることもできます。

また、募金等を集める方も個人の意思を尊重して、断られた方からは集金しないようお願いいたします。

なお、各種募金等の内容につきましては、裏面[各種募金等の概要について](#)の窓口(担当)へお問い合わせください。

——参考裁判例——

自治会が募金を自治会費に上乗せして自治会費として徴収することを自治会総会で決議した場合であっても、一括徴収しようとしたことは強制徴収に当たるとして、公序良俗に反し、違法であるとした判決が最高裁で確定しておりますが、これは自治会費から募金を寄附すること自体を違法としたものではなく、募金に反対する会員の意思を無視して強制したことが違法だとした裁判例もございます。(別紙参照)

各種募金等の概要について

様々な種類の募金がある中で、内容や趣旨がわからないとの意見が多かったことから、代表的なものをまとめましたので、説明時の参考としてください。

種類	使用目的(活動内容)	窓口(担当)
社会福祉協議会会費	高齢者支援や障がい者支援等の各種福祉サービスや相談活動、ボランティアの支援など、地域の特性に応じた活動のために使用されています。	社会福祉協議会 04-7124-3939(代)
赤い羽根共同募金	地区社会福祉協議会活動の支援、福祉団体の育成、福祉車両や車いすの貸出、ボランティアセンターの運営、成年後見支援センターの運営等、地域福祉の推進のために使用されています。	社会福祉協議会 04-7124-3939(代)
歳末たすけあい募金	支援を必要とする世帯への歳末見舞金、特別養護老人ホーム入所者への訪問理美容サービス事業、70歳以上の一人暮らしで要介護1以上の方へのエアコンクリーニングサービス事業に使用されています。	社会福祉協議会 04-7124-3939(代)
日本赤十字社活動資金	災害時の医療救護活動や被災者への救援物資の配布、献血時の記念品、救急法の普及、赤十字ボランティアの育成など、幅広い活動のために使用されています。また、火災や風水害などで住宅の損壊に遭われた場合、見舞品や見舞金を支給しています。	生活支援課 04-7199-2573(直)
あおいそら運動会費	市内に11ある支部ごとに、自然体験や世代間交流を目的としたイベントの実施、防犯パトロールへの協力やあいさつ運動の推進など、子どもたちが安心して生活、成長できる環境づくりのための活動をしています。	あおいそら運動推進 委員会事務局 (興風会館内) 04-7122-2191(代)
交通安全協会 各支部協力金	市内の保育園や幼稚園児をはじめ、小中学生に対する交通安全指導を実施しています。また、自治体や各種団体より要請を受けて、安全指導等も行っています。	交通安全協会 各支部。 各支部の連絡先は、 野田市交通安全協会 04-7123-2000(直)で 確認できます。
消防後援会費	消防団員は、別の職業などに従事しつつ、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から駆けつけて消火活動や救助活動などを行います。また、平常時には、火災予防の啓発等を行っています。なお、消防後援会費は、消防団に対する感謝と慰労に対するものです。	各消防団。 各消防団の連絡先は、 消防本部総務課 04-7124-0128(直)で 確認できます。

【裁判例】 自治会費名目による募金の徴収について**【概要】**

自治会費に募金を上乗せして徴収するとした総会決議は違法として、所属する自治会を相手に、決議の無効確認などを求めた訴訟

【裁判に至った経緯】

他市の自治会で、従来、赤い羽根共同募金や日本赤十字社への寄付金などを班長・組長らが各世帯を訪問して任意で集めていたが、約 940 世帯ある上に高齢者も多く、各家を 1 軒ずつ回って徴収するのは負担が大きいこと、しかも協力を得られなかったり留守だったりするなどでより負担が重くなったため、班長になるのを避けようと休会する人もいた。

そこで、集金にあたる班長・組長の負担を解消しようと 2006 年 3 月の定期総会で、年会費 6,000 円の自治会費に募金や寄付金など 2,000 円分を上乗せ(増額)して徴収することを定期総会で賛成多数で決議した。

その決議では、増額分の会費は全額、地元の小中学校の教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社及び共同募金会への募金や寄付金に充てるとしていた。

これに対して、原告らは「寄付するかどうかは個人の自由」と一律徴収に反対し、翌月に本件決議は思想・良心の自由等の侵害を理由として、住民男性 5 人は自治会を相手に決議の無効確認等を求めて訴訟を起こした。

【裁判の結果】

高等裁判所 平成 19 年 8 月 24 日判決言渡

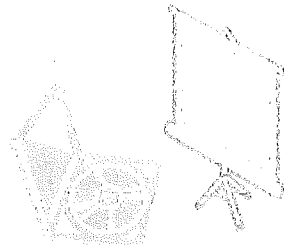
増額会費名目の募金及び寄付金の徴収は、募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきであるにもかかわらず、会員の生活上不可欠な存在である地縁団体により、会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものというべきである。したがって、このような内容を有する本件決議は、被控訴人の会員の思想、信条の自由を侵害するものであって、公序良俗に反し無効というべきである。

ご利用ください！ 研修用DVD等の貸出し

野田市自治会連合会では、自治会活動に役立てていただくために研修用DVD等の貸出しを行っています。研修等にご活用ください。

1. 貸出対象団体

- ・各地区連合会
- ・自治会連合会加入自治会
- ・左記団体の関連団体



2. 予約方法

- ・DVD、プロジェクター、スクリーンの中から希望の物を無料でお貸しします。
- ・貸出を希望される場合には、希望日時が決まったら、事前に電話などで野田市自治会連合会事務局に申込みをしてください。（先着順）

3. 貸出用のDVD（7種類）

DVDタイトル	分類	概要
「被災地からのメッセ〜ジ」 〜命をつなぐ絆の力〜	防災	近年の大きな災害で被災した人々へのインタビューを収録。その時生死を分けたものとは？ 実体験に基づく話から防災について学ぶことができます。
「地域で減災！」 〜あなたが力 みんなが力〜	防災	自然現象は防げないが被害は減らせる。この考え方が「減災」です。減災の基盤となる自助・共助の大切さを示し、地域防災への関心を呼び起こします。
「もし今、地震が起きたら」 〜命を守る備えと退避行動〜	防災	未曾有の大災害となった東日本大震災の経験も踏まえ、今求められる地震時の心得、緊急地震速報の行動への活かし方、地震への備えを考えていきます。
「深刻化する気象災害」 〜どう身を守る？ どう備える？〜	防災	それぞれの気象災害がなぜ発生するのか、実験やCGを用いながら解説するとともに、これらの災害から身を守るためには、どうすれば良いかを解説しています。
「相次ぐ 高齢者住宅火災」 〜身近に潜む火災の危険〜	防災	全国の住宅火災で亡くなる方のおよそ6割が高齢者である実情から、高齢者が火災で命を落とさないためにはどのようなことを心がけたらよいのかを考えます。
「急増！高齢者をねらう 特殊詐欺・悪質商法」 〜訪問購入・点検商法・投資詐欺〜	消費生活	近年増加している高齢者を狙った悪徳詐欺について、被害状況などを紹介。また、高齢者に多いトラブル事例や手口についても解説しています。
「あぶないめに あったときは？」 〜自分を守る力を見につけよう〜	防犯	近年多発している連れ去り等の事件について、犯罪の危険性がある場面を取り上げ、クイズ形式で問いかけることで子供自身が考えながら防犯対策について学べます。

※詳しくは、野田市自治会連合会事務局 野田市役所市民生活課コミュニティ係まで
お問い合わせください。

☎04-7125-1111（内線3125）

「まめメール」登録手順

1. QRコードを読み取る。



読み取りができない場合は、
下記アドレスにメールを送信
t-noda@sq-m.jp

2.メールを送信する。

空メール送信

- ご利用登録を行う場合は、以下のリンクより
- メールを送信してください。
- 件名、本文はそのまま結構です。ご利用登録の案内メールを折り返しお送りいたします。

メールを送信する



仮登録完了のメールが届きます。

ご利用ありがとうございます。
仮登録が完了しました。 ↓
下記のURLにアクセスして、詳細情報をご登録ください。
本登録はこちらからお願いいたします。
https://service.sugumail.com/*****

3. https://service.sugumail.com/*****を押す。

4. 利用規約を確認の上、「メール配信に同意する」ボタンを押す。(登録には同意が必要)

5. 配信カテゴリ(希望情報)を選択します。☑ チェック後 「次の画面に進む」を押す。

6. 入力内容を確認し登録する。「入力内容を登録する」を押す。※修正は「修正する」へ

7. 「利用者登録完了」のメールが届きます。 **登録完了です。**



URLから
<https://service.sugumail.com/noda/faq/m/>

***** 登録に困ったら（※迷惑メール設定など）*****

情報項目 (配信カテゴリ)	配信内容
防 災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の「被害発生状況」や「交通規制」 ・「避難場所開設情報」など
防 犯*	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署から提供される「犯罪発生状況」や「不審者情報」 ・「行方不明者に関する情報の提供依頼」など
子ども安全	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保護者から寄せられた「不審者情報」 ・「小・中学生の行方不明に関する情報の提供依頼」など
光化学 スモッグ	<ul style="list-style-type: none"> ・「光化学スモッグ注意報や警報」の発令、解除 ・「微小粒子状物(PM2.5)の注意喚起」など
火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物火災の発生状況」や「鎮火の情報」など
消費生活*	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者被害」「悪質商法」「消費者トラブルの情報」など
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主催する行事の開催等の情報
くらしのまめ情報	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしに関するまめ情報 (まめバス遅延情報や人へ危害を及ぼす恐れのある動物の目撃情報など)

※携帯会社ごとの迷惑メールの設定方法もご確認いただけます。

○迷惑メール設定をしている場合は、事前に

「@mail.city.noda.chiba.jp」のドメインからの受信を許可する設定にしてください。

野田市安全安心メール「まめメール」に登録を！！

「自分の身は自分でまもる」という意識のもと“自主防災・自主防犯”の一助として、
まずは、「まめメール」の登録をおすすめいたします。

※「防犯」と「消費生活」とは一部内容が重複する場合があります。

登録は、裏面の「まめメール」登録手順をご覧ください。

防災行政無線の放送が聞き取りづらい場合は・・・

市では、防災行政無線の運用開始に合わせ、放送内容を無料電話にて
確認することができる、自動音声応答装置も併せて運用を開始しています。

気象状況等により防災行政無線の放送が聞き取りづらい場合は、こちらへお電話く
ださい。

フリーダイヤル（携帯電話からも利用できます）

0120-282-283

※通話料は無料です。

●まめメールの登録に関することは下記へ

《問い合わせ先》

野田市企画財政部 企画調整課 電話 04-7125-1111

消費生活

出前講座



実施しています!

消費生活センター相談員が、講師として希望する団体の会場に出向きます。

料金 : 無料

内容 : 悪質商法・架空請求の手口、最新の相談事例・・・
高齢者向け、子ども向けなど
ご相談ください。

**曜日・時間などの詳細は
ご相談ください。**



問い合わせ

野田市役所 市民生活課

コミュニティ係

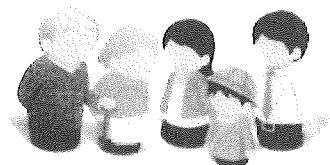
04-7123-1083 (直通)

04-7125-1111 (内線 3125)

自治会・同窓会向け

会員名簿を作るときの注意事項

(個人情報保護法の改正に伴う対応について)



平成29年5月

個人情報保護委員会

個人情報保護法の改正と小規模の事業者への法の適用

- 平成27年9月に改正個人情報保護法が成立し、平成29年5月30日に全面施行されました。
- 改正前は、5000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。
- この事業者には自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。
- ただし、小規模の事業者の事業が円滑に行われるよう配慮することとされています。

従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりませんが、法改正に伴い、今後は法の適用対象となることから、注意すべき点をまとめました。

次のページから個人情報保護法の基本的なルールをご紹介します

個人情報を集める、保管するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
<p>ステップ① 個人情報を集める前</p> <p>利用目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。</p>	<p>「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。</p>
<p>ステップ② 本人から個人情報を集めるとき</p> <p>利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。</p>	<p>個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。</p>
<p>ステップ③ 個人情報を保管しているとき</p> <p>安全管理措置 集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。</p> <p>保有する個人情報の訂正等 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。</p>	<p>自治会や同窓会の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、<u>名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。</u></p> <p>ステップ②で配布する書面に訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。</p>

個人情報第三者提供時のルール

ルール

会員名簿を作成して配布する場合

本人の同意の取得

本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、例えば、以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、財産を守る場合
3. 委託先に提供する場合

提供に関する記録義務

提供先などを記録し一定期間保管する。

委託先の監督

個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。

「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝え、任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。

1. 警察からの照会
2. 災害発生時の安否確認
3. 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合

名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。

名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

◆委託先への確認方法の例◆

情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等

また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

個人情報保護法に関するQ&A

Q.個人情報とは？

A.生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会や同窓会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

Q.すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいか？

A.会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

Q.新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよいか？

A.以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われるので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q.会全体の名簿以外でも地域やブロック毎の連絡網を作成・配布する場合、どうすればよいか？

A.名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問合せ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

その他個人情報保護法に関するご質問や疑問点、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情等があれば、下記窓口にご相談ください。

個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30~17:30

